

伊 勢 市 公 報

第 148 号
平成 24 年 1 月 5 日
木 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市営宇治駐車場条例	2
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例	7
○ 伊勢市総合支所設置条例等の一部を改正する条例	11
○ 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例	13
○ 伊勢市学校設置条例の一部を改正する条例	19
○ 伊勢市教育集会所条例の一部を改正する条例	21
○ 伊勢市スポーツ振興審議会に関する条例及び伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	23
○ 伊勢市体育施設条例及び伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例	26
○ 伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	28
○ 伊勢市休日・夜間応急診療所条例の一部を改正する条例	30
○ 伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例	32
○ 伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例	44
○ 伊勢市景観条例の一部を改正する条例	49
○ 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	51
○ 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	53
規 則	
○ 伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則	55
教育委員会規則	
○ 伊勢市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則	57
○ 伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	59
○ 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則	61
○ 伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則	63
告 示	
○ 伊勢市農業委員会の招集について	65
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	66
上下水道告示	
○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 23 年度賦課対象区域について	67
公 告	
○ 印鑑登録の職権抹消について	69
○ 職権による住民票消除について	70
○ 伊勢市地域農業の振興に関する計画の変更について	71
○ 犬の抑留について	72
○ 犬の抑留について	73
○ 農用地利用集積計画について	74

伊勢市営宇治駐車場条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 20 号

伊勢市宮宇治駐車場条例

(設置)

第 1 条 宇治地区における交通渋滞の解消を図るとともに、市民及び観光客の利用に供するため、伊勢市宮宇治駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 駐車場の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(駐車できる自動車)

第 3 条 駐車場に駐車できる自動車は、別表第 2 のとおりとする。

(供用時間)

第 4 条 駐車場の供用時間は、午前 0 時から午後 12 時までとする。ただし、伊勢市宮宇治第 5 駐車場及び伊勢市宮宇治第 6 駐車場に自動車を入庫することができる時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 4 月から 9 月まで 午前 7 時から午後 7 時まで
- (2) 10 月から 3 月まで 午前 7 時から午後 5 時まで

(駐車料金)

第 5 条 駐車場の使用に係る料金（以下「駐車料金」という。）は、別表第 3 のとおりとする。

(駐車料金の納付方法)

第 6 条 駐車場を使用した者（以下「使用者」という。）は、自動車を出庫させる際に、駐車料金を納付しなければならない。ただし、駐車回数券に係る駐車料金は、これを発行する際に納付しなければならない。

(駐車料金の減免)

第 7 条 市長は、公益上特別の事由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

(駐車料金の不還付)

第8条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、駐車料金の全部又は一部を還付することができる。

(駐車拒否)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上又は管理上駐車させることが不相当と認めるとき。
- (2) 発火性、引火性又は爆発性のある危険物を積載しているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第10条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げる行為
- (2) 駐車場の施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められる行為

(損害賠償)

第11条 使用者は、故意又は過失により駐車場の施設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 使用者が第三者に損害を与えたときは、当該使用者は、その責めを負わなければならない。

3 天災、火災、盗難その他市の責めに帰さない事由によって使用者及び第三者が被った損害に対しては、市は、その賠償の責めを負わない。

(供用の休止)

第12条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 3 月 31 日までの間において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定に基づく駐車回数券の発行その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1 (第 2 条関係)

名称	位置
伊勢市宮宇治第 1 駐車場	伊勢市宇治浦田 1 丁目 221 番 1 ほか
伊勢市宮宇治第 2 駐車場	伊勢市宇治浦田 1 丁目 205 番 4 ほか
伊勢市宮宇治第 3 駐車場	伊勢市宇治浦田 1 丁目 274 番ほか
伊勢市宮宇治第 4 駐車場	伊勢市宇治浦田 1 丁目 268 番 2 ほか
伊勢市宮宇治第 5 駐車場	伊勢市宇治浦田 1 丁目 285 番 3 地先ほか
伊勢市宮宇治第 6 駐車場	伊勢市宇治館町 361 番 1 地先ほか

別表第 2 (第 3 条関係)

駐車できる自動車
道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する普通自動車、大型自動二輪車（側車付きのものに限る。）及び普通自動二輪車（側車付きのものに限る。）

別表第3（第5条関係）

1 駐車料金

区分	駐車料金(駐車1回につき)
最初の1時間まで	無料
1時間を超え2時間まで	500円（ただし、午後5時から午前7時までに入庫した場合は100円）
2時間を超える場合は、その超える時間が30分までごとに	100円

備考 この表において「駐車1回につき」とは、自動車が入庫したときから出庫するときまでとする。

2 駐車回数券

券種	金額
100円券100枚	9000円

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部

を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 21 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の
一部を改正する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
改正)

第 1 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

(平成 17 年伊勢市条例第 30 号) の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 13 項」に、「同
条第 6 項」を「同条第 7 項」に改める。

第 2 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 13 項」を「第 5 条第 12 項」に改める。

(伊勢市放課後児童健全育成施設条例の一部改正)

第 3 条 伊勢市放課後児童健全育成施設条例 (平成 17 年伊勢市条例第 90
号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 34 条の 7」を「第 34 条の 8」に改める。

(伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例の一部改正)

第 4 条 伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例(平成 17 年伊勢市
条例第 98 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「第 5 条第 7 項」を「第 5 条第 8 項」に改める。

第 5 条 伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例の一部を次のよう
に改正する。

第 1 条中「又は知的障害のある児童」を「、知的障害のある児童又は
精神に障害のある児童」に改める。

第 4 条第 1 号中「児童デイサービス (障害者自立支援法 (平成 17 年法
律第 123 号。以下「支援法」という。)) 第 5 条第 8 項に規定する児童デ

イサービスをいう。以下同じ。)に係る支援法第 22 条第 1 項」を「障害児通所支援（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）に係る法第 21 条の 5 の 7 第 1 項」に改め、同条第 2 号中「児童デイサービスに係る支援法第 22 条第 1 項」を「障害児通所支援に係る法第 21 条の 5 の 7 第 1 項」に改め、同条第 3 号中「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）」を「法」に、「児童デイサービス」を「障害児通所支援」に改める。

第 8 条第 3 号中「支援法第 25 条第 1 項」を「法第 21 条の 5 の 9 第 1 項」に改める。

第 9 条第 2 項中「支援法第 29 条第 3 項」を「法第 21 条の 5 の 3 第 2 項」に、「特定費用」を「通所特定費用」に改める。

（伊勢市障がい者就労支援施設条例の一部改正）

第 6 条 伊勢市障がい者就労支援施設条例(平成 22 年伊勢市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 5 条第 15 項」を「第 5 条第 16 項」に改める。

第 7 条 伊勢市障がい者就労支援施設条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 5 条第 16 項」を「第 5 条第 15 項」に改める。

（伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例の一部改正）

第 8 条 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例(平成 17 年伊勢市条例第 100 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「第 5 条第 6 項」を「第 5 条第 7 項」に改める。

（伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第 9 条 伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年伊勢市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 13 項」に、

「同条第 6 項」を「同条第 7 項」に改める。

第 10 条 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「第 5 条第 13 項」を「第 5 条第 12 項」に改める。

附 則

この条例中第 1 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 9 条の規定は公布の日から、第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 7 条及び第 10 条の規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市総合支所設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 22 号

伊勢市総合支所設置条例等の一部を改正する条例

(伊勢市総合支所設置条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市総合支所設置条例（平成 17 年伊勢市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表小俣総合支所の項中「小俣町新村」を「小俣町新村、野村町」に改める。

(伊勢市支所設置条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市支所設置条例（平成 17 年伊勢市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表北浜支所の項中「、野村町」を削る。

(伊勢市農業委員会条例の一部改正)

第 3 条 伊勢市農業委員会条例（平成 17 年伊勢市条例第 137 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 選挙区の項中「、野村町」を削り、同表第 4 選挙区の項中「小俣町」の次に「、野村町」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 3 条の規定による改正後の伊勢市農業委員会条例別表の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙により選挙される委員の任期の起算日以後に選任される委員について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された一般選挙により選挙された委員の任期満了後の日までに選任された委員については、なお従前の例による。

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 23 号

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例

(伊勢市市税条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第 314 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金(同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 県内に主たる事務所を有する法人又は団体において収納されたもの

イ 県外に主たる事務所を有する法人で、県内に学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 4 条第 1 項に規定する認可を受けた学校、同法第 130 条に規定する認可を受けた専修学校及び同法第 134 条

第 2 項において準用する同法第 4 条第 1 項に規定する認可を受けた各種学校を設置する法人において収納されたもの

ウ 県外に主たる事務所を有する法人で、県内で社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業を行う法人において収納されたもの

エ 公益信託ニ関スル法律（大正 11 年法律第 62 号）第 2 条第 1 項の規定により三重県知事又は三重県教育委員会の許可を受けた同法第 1 条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したものの

オ アからエまでに掲げるもののほか、規則で定めるもの

2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 2 項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第 7 条の 4 を次のように改める。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第 7 条の 4 第 34 条の 7 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第 314 条の 7 第 2 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 34 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 16 条の 3 第 1 項、附則第 16 条の 4 第 1 項、附則第 17 条第 1 項、附則第 18 条第 1 項、附則第 19 条第 1 項又は附則第 20 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 34 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第 16 条の 3 第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 16

条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第

7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の2第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の4第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の

額の合計額」と」を削る。

(伊勢市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 伊勢市市税条例の一部を改正する条例(平成21年伊勢市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新条例第34条の7」を「伊勢市市税条例等の一部を改正する条例(平成23年伊勢市条例第 号)による改正後の伊勢市市税条例第34条の7」に、「同条第1項第3号」を「同条第1項第1号」に、「第41条の18の3」を「同条第3項」に、「第41条の18の3並びに」を「同条第3項及びびに」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の伊勢市市税条例(以下「新条例」という。)第34条の7の規定は、市民税の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金並びに新条例第34条の7第1項第1号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

伊勢市学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 24 号

伊勢市学校設置条例の一部を改正する条例

伊勢市学校設置条例（平成 17 年伊勢市条例第 179 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表小学校の部伊勢市立御菌小学校日赤分校の項を削る。

附 則

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市教育集会所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 25 号

伊勢市教育集会所条例の一部を改正する条例

伊勢市教育集会所条例（平成 17 年伊勢市条例第 188 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「伊勢市中須教育集会所」の項を削る。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市スポーツ振興審議会に関する条例及び伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 26 号

伊勢市スポーツ振興審議会に関する条例及び伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(伊勢市スポーツ振興審議会に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市スポーツ振興審議会に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 196 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市スポーツ推進審議会条例

第 1 条中「スポーツ振興法(昭和 36 年法律第 141 号。以下「法」という。)第 18 条」を「スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 31 条」に、「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。

第 2 条中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分中「法第 4 条第 4 項及び第 23 条」を「法第 35 条」に、「振興」を「推進」に改め、同条第 7 号中「振興」を「推進」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 1 号から同条第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 2 号の前に次の 1 号を加える。

(1) 法第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

(伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

別表 19 の項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改め、同表 20 の項中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の伊勢市スポーツ振興審議会に関する条例第5条の規定により任命された伊勢市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第1条の規定による改正後の伊勢市スポーツ推進審議会条例第5条の規定により審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

伊勢市体育施設条例及び伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例をこ

こに公布する。

平成 23 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 27 号

伊勢市体育施設条例及び伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例
(伊勢市体育施設条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市体育施設条例(平成 17 年伊勢市条例第 197 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表伊勢市五十鈴公園多目的広場の項を削る。

別表中 5 の表を削り、6 の表を 5 の表とし、7 の表から 20 の表までを 1 表ずつ繰り上げる。

(伊勢市都市公園条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市都市公園条例(平成 17 年伊勢市条例第 159 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(占用物件)

第 6 条の 2 都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号)第 12 条第 10 号の条例で定める仮設の物件又は施設は、伊勢市五十鈴公園内における仮設の駐車場とする。

第 11 条の表伊勢市五十鈴公園の部伊勢市五十鈴公園多目的広場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに

公布する。

平成 23 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 28 号

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「の遺族」の次に「(兄弟姉妹を除く。以下この項及び第 3 項において同じ。)」を加え、同条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 前 3 項の規定にかかわらず、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)がいるときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例第 4 条の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について適用する。

伊勢市休日・夜間応急診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 29 号

伊勢市休日・夜間応急診療所条例の一部を改正する条例

伊勢市休日・夜間応急診療所条例（平成 17 年伊勢市条例第 128 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項第 5 号を次のように改める。

(5) 伊勢赤十字病院長

附 則

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例をここに

公布する。

平成 23 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 30 号

伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 49 条の 2 の規定に基づき、特定用途制限地域内における特定の建築物又は工作物の用途の制限等に関し必要な事項を定めることにより、地域の特性に応じた合理的な土地利用を図り、もって本市における良好な環境の形成及び保持に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「基準時」とは、法第 3 条第 2 項の規定により第 4 条本文の規定の適用を受けない建築物について、法第 3 条第 2 項の規定により引き続き第 4 条本文の規定（同条の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。

2 前項の規定のほか、この条例で使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(適用区域)

第 3 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、特定用途制限地域として都市計画決定の告示をした区域において適用する。

(建築物の用途の制限)

第 4 条 前条に規定する区域内においては、別表第 1 の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園内における同法第 2 条第 2 項に規定する公園施設に該当する建築

物においては、この限りでない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第5条 法第3条第2項の規定により前条本文の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更（第7条第1号に規定する範囲内のものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条本文の規定は適用しない。

2 法第3条第2項の規定により前条本文の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条本文の規定は適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の前条本文の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 用途の変更（第7条第1号に規定する範囲内のものを除く。）を伴わないこと。

(建築物の敷地が2以上の地区にわたる場合の措置)

第6条 建築物の敷地が2以上の地区にわたる場合における第4条の規定の適用については、その建築物又はその敷地の全部について、その敷地の過半の属する地区に係る規定を適用する。

(用途の変更に対する準用)

第7条 法第87条第3項の規定により、この条例の規定を準用する場合における同項第2号に規定する類似の用途の範囲については、令第137条の18第3項の規定により、次に定めるものとする。

- (1) 令第137条の17第8号から第11号まで及び令第137条の18第1項各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途であること。
- (2) 用途変更後の第4条本文の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(公益上必要な建築物等の特例)

第8条 第4条本文の規定にかかわらず、市長が当該区域における合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した建築物については、同条の規定は適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可（以下「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ伊勢市都市計画審議会（伊勢市都市計画審議会条例(平成17年伊勢市条例第157号)第1条の規定に基づき設置する伊勢市都市計画審議会をいう。）の意見を聴かなければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転について許可をする場合で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、この限りでない。

- (1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。
- (2) 増築又は改築後の第4条本文の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の

床面積の合計を超えないこと。

- 3 市長は、特例許可をする場合においては、第1条の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(工作物への準用)

第9条 別表第2に掲げる工作物（土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び同表に掲げる工作物（ただし、令第138条第2項各号に掲げる工作物を除く。）で建築物の敷地（法第3条第2項の規定により第4条本文の規定の適用を受けない建築物については、基準時における敷地をいう。）と同一の敷地内にあるものを除く。）については、第4条から第6条まで及び前条の規定を準用する。この場合において、第5条第2項第2号及び第3号並びに前条第2項第2号中「床面積の合計」とあるのは、「築造面積」と読み替える。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条本文（第9条において準用する場合を含む。）の規定に違反した場合における当該建築物又は工作物の建築主又は築造主

(2) 法第87条第2項において準用する第4条本文（第9条において準用する場合を含む。）の規定に違反した場合における当該建築物又は工作物の所有者、管理者又は占有者

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 10 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

特定用途制限地域の種別	建築してはならない建築物
自然環境地区	<p>(1) 店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が 150 平方メートルを超えるもの又は 3 階以上の部分をその用途に供するもの</p> <p>(2) 事務所の用途に供する部分の床面積の合計が 150 平方メートルを超えるもの又は 3 階以上の部分をその用途に供するもの</p> <p>(3) 法別表第 2 (に) の項第 2 号 (次のアからエまでに掲げる建築物を除く。)、第 3 号及び第 5 号に掲げるもの</p> <p>ア 農産物の処理又は加工に必要な施設で規則で定めるもの</p> <p>イ 法別表第 2 (と) の項第 3 号 (4) 及び (5) 並びに (り) の項第 3 号 (16) に掲げるもの。ただし、原動機を使用する場合にあっても、その出力の合計を問わない。</p> <p>ウ 令第 130 条の 3 第 4 号及び第 7 号に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの。ただし、原動機を使用する場合に</p>

	<p>あっても、その出力の合計を問わない。</p> <p>エ パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの（法別表第2（と）の項第3号（2の2）又は（4の4）に該当するものを除く。）で、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内もの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kwを超えるものに限る。）</p> <p>(4) 法別表第2（ほ）の項第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>(5) 法別表第2（へ）の項第3号及び第5号に掲げるもの</p> <p>(6) 法別表第2（と）の項第4号に掲げるもの。ただし、その数量を問わないものとし、(3)アからエまでに掲げる建築物において、法別表第2（と）の項第4号に規定する危険物を貯蔵又は処理する場合を除く。</p> <p>(7) 法別表第2（ち）の項第2号及び第3号に掲げるもの</p>
<p>第一種田園・集落地区</p>	<p>(1) 店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの</p> <p>(2) 事務所の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの又は</p>

3階以上の部分とその用途に供するもの

(3) 法別表第2(に)の項第2号(次のアからウまでに掲げる建築物を除く。)から第5号に掲げるもの

ア 農産物の処理又は加工に必要な施設で規則に定めるもの

イ 令第130条の3第4号及び第7号に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの。ただし、原動機を使用する場合であっても、その出力の合計を問わない。

ウ パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの(法別表第2(と)の項第3号(2の2)又は(4の4)に該当するものを除く。)で、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75kwを超えるものに限る。)

(4) 法別表第2(ほ)の項第2号及び第3号に掲げるもの

(5) 法別表第2(へ)の項第3号及び第5号に掲げるもの

(6) 法別表第2(と)の項第4号に掲げるもの。ただし、その数量を問わないものとし、(3)アからウまでに掲げる建築物におい

	<p>て、法別表第 2（と）の項第 4 号に規定する危険物を貯蔵又は処理する場合を除く。</p> <p>(7) 法別表第 2（ち）の項第 2 号及び第 3 号に掲げるもの</p>
第二種田園・集落地区	<p>(1) 店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3000 平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 法別表第 2（に）の項第 4 号に掲げるもの</p> <p>(3) 法別表第 2（に）の項第 3 号及び第 5 号に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3000 平方メートルを超えるもの</p> <p>(4) 法別表第 2（ほ）の項第 2 号及び第 3 号に掲げるもの</p> <p>(5) 法別表第 2（へ）の項第 3 号及び第 5 号に掲げるもの</p> <p>(6) 法別表第 2（ち）の項第 2 号及び第 3 号に掲げるもの</p>
幹線道路沿道流通・業務地区	<p>(1) 店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3000 平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 法別表第 2（と）の項第 5 号に掲げるもの</p> <p>(3) 法別表第 2（ち）の項第 2 号に掲げるもの</p>

	の
低層住居専用地区	法別表第2(い)の項に掲げる建築物以外の用途に供するもの
サンアリーナ周辺地区	(1) 法別表第2(を)の項第2号から第4号及び第6号に掲げるもの (2) 店舗又は飲食店 (3) 法別表第2(ほ)の第2号及び第3号に掲げるもの (4) 法別表第2(る)の項第1号、第3号、第5号及び第6号に掲げるもの (5) 法別表第2(い)の項第5号に掲げるもの (6) 法別表第2(は)の項第4号に掲げるもの

別表第2 (第9条関係)

特定用途制限地域の種別	建築してはならない工作物
自然環境地区	(1) 法別表第2(り)の項第3号(13)又は(13の2)の用途に供する工作物及び同表(ぬ)の項第1号(21)の用途に供する工作物 (2) 令第138条第2項各号に掲げる工作物
第一種田園・集落地区	(1) 法別表第2(り)の項第3号(13)又は(13の2)の用途に供する工作物及び同表(ぬ)の項第1号(21)の用途に供する工作物 (2) 令第138条第2項各号に掲げる工作物

第二種田園・集落地区	令第138条第2項各号に掲げる工作物
幹線道路沿道流通・業務地区	令第138条第2項各号に掲げる工作物
低層住居専用地区	<p>(1) 法別表第2(り)の項第3号(13)又は(13の2)の用途に供する工作物及び同表(ぬ)の項第1号(21)の用途に供する工作物</p> <p>(2) 自動車車庫の用途に供する工作物で、次のア及びイに掲げるもの</p> <p>ア 築造面積が50平方メートルを超えるもの</p> <p>イ 低層住居専用地区にある建築物に附属するもので、築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が600平方メートル(同一敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計が600平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計)を超えるもの(築造面積が50平方メートル以下のものを除く。)</p> <p>(3) 高さが8メートルを超えるサイロその他これに類する工作物のうち飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもの</p>

(4) 令第 138 条第 2 項各号に掲げる工作物

伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 31 号

伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 49 条第 1 項の規定に基づき、特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「基準時」とは、法第 3 条第 2 項の規定により第 4 条の規定の適用を受けない建築物について、法第 3 条第 2 項の規定により引き続き第 4 条の規定（同条の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。

2 前項の規定のほか、この条例で使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(適用区域)

第 3 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、特別用途地区として都市計画決定の告示をした区域において適用する。

(特別用途地区内の建築制限)

第 4 条 前条に規定する区域内においては、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる建築物を建築してはならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第 5 条 法第 3 条第 2 項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、前条の規定は適用しない。

2 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に定める範囲内において増築又は改築をする場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 用途の変更を伴わないこと。

(公益上必要な建築物等の特例)

第6条 第4条の規定にかかわらず、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めて許可した建築物については、同条の規定は適用しない。

- (1) 近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないもの
- (2) 安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上の有害の度が低いもの
- (3) 公益上やむを得ないもの

2 市長は、前項の規定による許可（以下「特例許可」という。）をする場合には、あらかじめ伊勢市都市計画審議会（伊勢市都市計画審議会条例(平成17年伊勢市条例第157号)第1条の規定に基づき設置する

伊勢市都市計画審議会をいう。)の意見を聴かなければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転について許可をする場合で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、この限りでない。

(1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。

(2) 増築又は改築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。

3 市長は、特例許可をする場合においては、建築物又はその敷地を交通上、安全上、防火上又は衛生上支障がないものとするための条件その他必要な条件を付することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附 則

この条例は、平成24年4月10日から施行する。

別表（第4条関係）

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区	法別表第2(わ)の項に掲げる建築物

伊勢市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 32 号

伊勢市景観条例の一部を改正する条例

伊勢市景観条例（平成 21 年伊勢市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「法第 8 条第 2 項第 3 号」を「法第 8 条第 2 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例の一部を改

正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 33 号

伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例（平成 17
年伊勢市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「法第 8 条第 18 項」を「法第 8 条第 19 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をこ

こに公布する。

平成 23 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 34 号

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

- 14 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成 23 年伊勢市条例第 号。以下「平成 23 年改正条例」という。）の施行の日に現に在任する市長の平成 24 年 1 月から平成 24 年 3 月までの間に支給する給料の額は、第 1 条第 1 号の規定にかかわらず、同号に規定する給料の月額から当該額の 100 分の 100 に相当する額を減じた額とする。
- 15 前項の場合において、平成 23 年改正条例の施行の日に現に在任する市長の平成 24 年 1 月から平成 24 年 3 月までの間に支給する退職手当の額については、第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、同項中「給料月額」とあるのは「附則第 14 項の規定による給料の月額」と読み替えて適用する。

附 則

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 47 号

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市市税条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 中「第 34 条の 7 第 1 項第 3 号オ」を「第 34 条の 7 第 1 項第 1 号オ」に、「第 25 条の 2 第 1 項第 3 号ホ」を「第 25 条の 2 第 3 号ホ」に改める。

附 則

この規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 23 年 12 月 28 日

伊勢市教育委員会
委員長 楠田 英子

伊勢市教育委員会規則第5号

伊勢市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市体育指導委員に関する規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市スポーツ推進委員に関する規則

第1条中「スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第19条第2項」を「スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に、「振興」を「推進」に改め、同項第6号中「振興」を「の推進」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。

第2条第2項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第3条から第7条までの規定中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 23 年 12 月 28 日

伊勢市教育委員会

委員長 楠田 英子

伊勢市教育委員会規則第 6 号

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市体育施設条例施行規則(平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 34 号)
の一部を次のように改正する。

別表第 2 伊勢市五十鈴公園多目的広場の項を削る。

別表第 3 中 「

伊勢市五十鈴公園球技広場
伊勢市五十鈴公園多目的広場

」 を

「

伊勢市五十鈴公園球技広場

」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 23 年 12 月 28 日

伊勢市教育委員会
委員長 楠田 英子

伊勢市教育委員会規則第7号

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会事務局等処務規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表生涯学習・スポーツ課の部スポーツ振興係の項第1号中「スポーツ振興審議会、体育指導委員」を「スポーツ推進審議会、スポーツ推進委委員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 23 年 12 月 28 日

伊勢市教育委員会
委員長 楠田 英子

伊勢市教育委員会規則第 8 号

伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則（伊勢市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表御菌小学校日赤分校の項を削る。

附 則

この規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 139 号

伊勢市農業委員会第 9 回総会を次のとおり招集します。

平成 23 年 12 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 23 年 12 月 20 日（火）午後 1 時 30 分
- 2 招集の場所 伊勢市立御菌公民館 2 階講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第 1 号 伊勢市農業委員会会長の互選について
 - 議案第 2 号 伊勢市農業委員会会長職務代理者の互選について
 - 議案第 3 号 伊勢市農業委員会部会委員の互選について
 - 議案第 4 号 伊勢市農業委員会農地部会長及び同職務代理者並びに
農業振興部会長及び同職務代理者の選任について
 - 議案第 5 号 三重県農業会議会議員の指名について

伊勢市教育委員会告示第 15 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 23 年 12 月 19 日

伊勢市教育委員会

委員長 熊谷 渉

記

- 1 日 時 平成 23 年 12 月 26 日（月）午後 7 時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件
 - 発議第 1 号 委員長選挙について
 - 発議第 2 号 委員長職務代理者の指定について
 - 議案第 30 号 伊勢市体育指導委員に関する規則の一部改正について
 - 議案第 31 号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について
 - 議案第 32 号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について

* 発議第 1 号及び第 2 号は人事に関する事件につき、非公開になると見込まれます。

伊勢市上下水道事業告示第 39 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 第 5 条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 23 年度賦課対象区域を定めたので告示します。

平成 23 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成 24 年度賦課対象区域

1 いせ第 2 負担区

吹上 1 丁目、船江 1 丁目、本町、一之木 1 丁目、大世古 1 丁目、
曾祢 1 丁目の各一部

2 いせ第 3 負担区

岡本 3 丁目、豊川町、宮町 2 丁目、常磐 1 丁目、小木町の各一部

